

第2章 都市全体の整備計画

2-1 ひとにやさしいまちづくりの基本理念と基本方針

高齢者がいつまでも健康で個性を活かしたいきいきとした生活を送ることのできるまちづくりや、障がいのある人の「自立」と地域で共に生きる社会を目指す「ノーマライゼーション」等の実現を図るため、ひとにやさしいまちづくりの基本理念と基本方針を次のように定めます。

■ 基本理念

—だれもが安心して暮らせるまちづくりの実現—

■ 基本方針

● 建築物や施設のバリアフリー化の実現

高齢者や障がいのある人、子ども連れの人など、だれもが安心して快適に施設を利用できるよう、敷地や建物出入口、施設内の移動通路、トイレ等はバリアフリー化を推進します。

特に町管理以外の公益的施設や民間施設については、バリアフリー化の対策を積極的に要望していきます。

● 安心して移動できる環境づくりの実現

だれもが日常的に利用する施設等に安心して移動できるようにするため、交通結節点の快適な利用空間の確保をはじめ、安全で快適な歩道、分かりやすい案内サイン、適切な視覚障がい者の誘導システムなど、移動しやすい環境づくりを推進します。

● 安心な暮らしの実現

高齢者や障がいのある人が安心して生活でき、介助者が介助しやすいような住宅の改造の支援や、災害時に安全に避難させるための防災対策等を推進します。

● 心の教育と支え合う社会づくりの実現

「だれもが安心して暮らせるまちづくりの実現」には、施設や移動環境の整備だけでは十分とは言えません。住民一人ひとりが優しい心を持ち、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を理解し行動すると共に、支え合う社会を目指して人的サービスの支援体制の充実を図ります。